

糸田町内保育施設における災害発生時等の臨時休園による基準について

1 目的

保育施設は、大雨や台風等の自然災害発生時に園児や保育従事者の生命及び身体の安全を守るため早急な判断が必要となります。

そこで、自然災害が発生した場合又は発生が予想される場合を想定し、保育施設の臨時休園における基準を示すものとなります。

2 臨時休園の基準

(1) 台風、大雨の場合

警戒レベル	町からの情報	防災気象情報等	開園前 (登園前)	開園中 (保育中)
警戒レベル 5	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報など	臨時休園	臨時休園 ※ 1
警戒レベル 4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など		
警戒レベル 3	高齢者等避難	大雨警報 氾濫警戒情報など	開園又は臨時休園※ 2	
警戒レベル 2	-	大雨注意報 洪水注意報など	開園	
警戒レベル 1	-	早期注意情報	開園	

※ 1 今後の気象状況、被災状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、各園の個別事情により、園児にとって一番安全な方策での降園方法を考慮し、降園の措置をとることができる。ただし、園周辺の被災状況等によっては、子どもを避難場所に移動させ保護者への引き渡しを行う。

※ 2 上記警戒レベル 3 以下であっても、避難情報発令等、以後の事態の悪化（警戒レベルの引き上げ）を考慮し、臨時休園を判断する。

(2) 地震の場合

最大震度 5 弱以上の地震が発生し、それにより施設の運営が困難となった場合の保育施設等は次のとおり対応する。

なお、施設の運営が困難となった場合とは以下のような場合を想定。

- ・施設や施設近隣の被害状況により、安全が確保できないような場合
- ・ライフライン（電気・ガス・水道）が寸断され使用できないような場合

- ・保育を行うに必要な職員体制の確保が困難な場合
- ・地震発生後、余震等が続き園児や職員の安全が確保できないことが予想される場合

状 況	地震の規模	保育施設等の対応
開園前	震度 5 弱以上	・当該日は休園とする。 ・保護者へ休園の連絡をする。
開園中		・避難場所への避難が必要な場合は各保育施設等が策定する計画やマニュアル等に基づき避難所へ避難する。 ・保護者へ「施設等の状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をする。

※開園の判断は各保育施設にて行う。

【留意事項】

- ①上記基準等により臨時休園とした場合においても、保護者が災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療者等であって、かつ、施設での保育の提供が可能な場合は、施設長の判断によって、その子どもを受け入れることができる。
- ②上記基準のほか、その運用に当たっては、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況（予見される場合を含む。）、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況等を把握したうえで、対応を判断する。

3 保護者及び職員への周知

- ・町は文書やホームページ等で保護者周知を行う。
- ・保育施設等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適時、保護者への周知に努めるものとする。
- ・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。